
青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定の理由

法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

① 令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨に伴う盛土の崩落により甚大な人的・物的被害が発生したことを踏まえて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、宅地造成等規制法（旧法）が抜本的に改正され、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行された。本市では令和8年4月1日に規制区域の指定を行い、許可制度による規制等を開始する予定であることから、許可申請手数料を設定するもの。

（都市整備部所管）

② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」）等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）が公布（令和7年5月21日）、また薬機法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第271号）が公布（令和7年7月25日）され、令和8年5月1日から施行されることに伴い、青森市手数料条例における引用条項の整理が必要となったため改正するもの。

（保健部所管）

3 施行期日

- ① 盛土規制法の改正に伴うもの 令和8年4月1日
- ② 薬機法の改正に伴うもの 令和8年5月1日